

管理委託契約約款

株式会社美術著作権センター

(目的)

第1条 この約款は、美術の著作物（以下「著作物」という）の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、画家、版画家、彫刻家、書家、デザイナーその他著作権を有する者（以下「委託者」という）が、株式会社美術著作権センター（以下「受託者」という）に著作物の利用の許諾の取次をさせる委任契約の内容を定めることを目的とする。

(委任の範囲)

- 第2条 1. 委託者は、その有する著作権及び将来取得する著作権の管理（利用許諾契約に関する契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。
2. 委託者が受託者に管理を委任する著作権の範囲は、次に定める利用方法で管理委託契約で指定したものである。
- (1) 著作物を書籍、雑誌、新聞その他の出版物として複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。
 - (2) 著作物をカレンダー、ポスター、パンフレットその他の印刷物として複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。
 - (3) 著作物を CD-ROM その他のデジタル記録媒体に複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。
 - (4) 著作物をコンピュータで読み取り可能な形式で複製し、コンピュータ・ネットワークを用いて公衆送信すること、及び送信先の受信装置を用いて著作物を公に伝達し又は送信先の受信装置にコンピュータで読み取り可能な形式で複製すること。
 - (5) 著作物を地上波放送、衛星放送、ケーブルテレビ放送その他テレビ放送の方法により公衆送信すること。
 - (6) 著作物の複製物を公衆に貸与すること。
 - (7) 原作品を展示すること。
3. 前項に定める利用方法で委託者が管理委託契約において指定したものについては、使用料規程に定める額にかかわらず、その使用料の額は、利用契約の都度、委託者が決めることができる。

(再委託)

第3条 外国において第2条の管理を行うときは、受託者は外国の著作権管理団体に再委託することができる。

(契約期間)

第 4 条 契約期間は管理委託契約の締結の日から 2 年とする。ただし、契約期間の満了の日の 1 ヶ月前までに、受託者又は委託者が反対の意思表示をしないときは、本契約は自動的に 2 年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(使用料徴収の方法)

- 第 5 条 1. 受託者は、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき、利用者から使用料を徴収する。
2. 受託者は、利用許諾契約の締結の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

(使用料分配の方法)

- 第 6 条 1. この約款における受益者は委託者とする。ただし、委託者は、受託者の同意を得て、第三者を受益者に指定し又は指定した受益者を変更することができる。
2. 受託者は、受託者が収受した使用料を次のとおり受益者に分配するものとする。

分配期	期間
6 月	1 月から 3 月までの間に収受した使用料
9 月	4 月から 6 月までの間に収受した使用料
12 月	7 月から 9 月までの間に収受した使用料
3 月	10 月から 12 月までの間に収受した使用料

(受託者の報酬)

- 第 7 条 1. 委託者は、受託者に対し、受託者が収受した使用料の 20 パーセント以内で受託者が定める率の報酬を支払う。
2. 受託者は、受託者が収受した使用料を分配する際に、前項で定めた報酬を控除するものとする。

(著作権の保証)

- 第 8 条 1. 委託者は、受託者に委託するすべての著作権について、他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。
2. 前項にかかわらず権利侵害等の問題が生じ、受託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者はその責を負う。

(約款変更の方法)

- 第9条 1. 受託者は、この約款を変更した場合は、遅滞なく次の方法により変更された約款を公示するとともに、委託者に通知しなければならない。
- (1) 事務所等におけるパンフレットの配付
 - (2) ファックスサービスによる通知
 - (3) インターネット (<http://www.art-copyright.jp>) による公開
2. この約款の変更の内容に異議のある委託者は、通知の到達した日から30日以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。
3. 本条第1項に定める公示の日から50日を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は約款の変更について承諾したものとみなす。

(管理委託契約の承継の方法)

- 第10条 1. 相続又は営業譲渡、合併若しくは分割により委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。
2. 委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を受託者に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。

(委託者への通知)

- 第11条 受託者の委託者に対する送金、催告その他の通知は、委託者の届け出た住所に宛てて行う。ただし、委託者が外国に居住する場合は、国内における代理受領者の住所に宛てて行う。

(委託者の通知義務)

- 第12条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続きをとらなければならない。
- (1) 管理委託に係る著作権の権利に変動があったとき
 - (2) 送金先等に変更があったとき
 - (3) 委託者が改名又は届け出住所を変更したとき
 - (4) 委託者である法人その他の団体が合併し、解散し、又はその組織、名称等を変更したとき
 - (5) 委託者の代表者、代理人又は代理受領者に異動があったとき

(分配請求権の譲渡又は質入の禁止)

- 第13条 委託者は、受託者の承諾を得なければ、使用料等の分配請求権の譲渡又は質入をすることができない。

(管理委託契約の解除)

- 第 14 条 1. 委託者又は受託者に管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、管理委託契約を解除することができる。
2. 受託者が著作権等管理事業法第 9 条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第 1 号、同条第 3 号又は同条第 4 号に該当することとなったときは、委託者は第 2 項に定める手続きにより管理委託契約を解除できるものとし、同条第 2 号に該当することとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。
3. 委託者又は受託者は、相手方の同意を得て管理委託契約を解除することができる。

(受託者の権限に関する例外的取扱い)

- 第 15 条 委託者は、管理委託契約の締結に当たり、受託者の同意を得て、この約款に定める受託者の権限に加えられた制限以外の制限を認めることができる。

(財務諸表等の提供)

- 第 16 条 受託者は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第 19 条に定める財務諸表等を作成し、インターネット (<http://www.art-copyrihgt.jp>) による公開の方法により委託者に提供するものとする。

(裁判管轄)

- 第 17 条 この約款に基づき締結された管理委託契約に関する訴訟の裁判管轄は、東京地方裁判所とする。

(実施の日)

- 付 則 この約款は、文化庁長官が届け出を受理した日から実施する。